

緊急小口資金等特例貸付の申請受付期間の延長
及び、据置期間・償還免除の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う特例貸付に関する申請期間の延長及び、据置期間・償還免除の取扱い概要は下記のとおりです。(令和3年11月22日現在)

記

1. 申請受付期間の延長について

■申請期限の延長

- 【緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付）】→令和4年3月末まで延長
- 【総合支援資金（再貸付）】→令和3年12月末まで延長

■申請受付対象となる特例貸付の内容

①緊急小口資金の新規申請
【貸付額の上限】20万円

②総合支援支援資金の初回貸付分（最大3ヶ月）の新規申請
【貸付額の上限】
○単身世帯：45万円（月15万円×3ヶ月）
○2人以上世帯：60万円（月20万円×3ヶ月）

③総合支援資金の再貸付の申請（※再貸付の対象者には個別にご案内します）
再貸付の対象は、既に緊急小口資金と総合支援資金特例貸付（初回貸付のみ又は初回＋延長貸付）を受けている方で、令和3年12月末までに初回又は延長貸付の貸付期間の終了月（3ヶ月目）が到来するケースであること。

2. 据置期間の取扱いについて

据置期間の取扱いは、貸付単位ごとで異なります（下記のとおり）。対象者には準備が整い次第、「据置期間延長のお知らせ」を送付予定しています。

※既に返済が始まっている貸付については据置期間延長の対象外となります。

① 貸付単位	② 貸付単位ごと の据置期間	ただし、②の据置期間にかかわらず、償還開始時期が下記に該当する貸付は、下線のとおり、それぞれの据置期間が延長されます。
緊急小口資金	1年以内	令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付は、 → <u>令和4年12月末まで据置期間を延長</u>
総合（初回）	1年以内	令和4年12月末日以前に償還開始となる貸付は、 → <u>令和4年12月末まで据置期間を延長</u>
総合（延長）	2年以内	令和5年12月末日以前に償還開始となる貸付は、 → <u>令和5年12月末まで据置期間を延長</u>
総合（再貸付）	3年以内	令和6年12月末日以前に償還開始となる貸付は、 → <u>令和6年12月末まで据置期間を延長</u>

3. 償還免除について

<償還免除となる要件>

■緊急小口資金について

令和3年度または4年度のいずれかにおいて、借受人と世帯主が住民税非課税である場合、一括免除となります。

■総合支援資金について

- ・初回貸付・延長貸付・再貸付の3つの貸付単位に分けて償還免除を判定します。
- ・各貸付単位のそれぞれの免除判定時期（初回：令和3・4年度、延長：5年度、再貸付：6年度）において、借受人と世帯主が住民税非課税である場合、それぞれの単位ごとで一括免除となります。
- ・各貸付単位あたりの一括免除の上限額：単身世帯45万円、2人以上世帯60万円

■償還免除の手続きについて

償還免除に関する具体的な申請手続きについては、準備が整い次第ご案内します。